

○地域警察官実務指導要領の制定について

(平成14年3月18日岩地域第126号警察本部長)

[沿革] 平成28年6月岩地域第179号改正

各 部 長
各 所 属 長

「警察改革要綱」(平成12年8月25日付け警察庁甲官発第320号ほか)に基づく「国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化」施策として示された地域警察刷新強化施策の推進状況を検証し、また、地域警察官の実務能力の向上と地域警察活動の効果的な運営を図るため、別添のとおり地域警察官実務指導要領を制定したので運用の適正を図らたい。

別添

地域警察官実務指導要領

1 目的

「警察改革要綱」に示された地域警察刷新強化施策の確実な定着を図るため、実務指導の体制、種別、要領等を明確にし、実務指導により地域警察官の職務執行能力の向上及び地域警察の効果的な運用を図ることを目的とする。

2 実務指導の種別

(1) 一般指導

地域警察活動の推進状況について、「実務指導計画」(以下「実施計画」という。)に基づき地域警察官の実務について指導し、更に進捗度を確認する。

(2) 特別指導

地域警察体制、施設、装備資器材の整備及び地域警察活動の推進に当たり、改善等のため特別な調査、指導を要する場合に実施する。

(3) 招致指導

署地域課長等を対象に、警察本部に招致して、地域警察活動を計画的かつ継続的に推進するための重点施策について協議、指導するとともに、その後の推進状況、推進効果等を検証する。

3 実務指導責任者等

地域実務指導は、実務指導責任者、実務指導官、実務指導補佐官をもって実施する。

(1) 実務指導責任者

本部地域課長は、実務指導責任者(以下「指導責任者」という。)として警務、生活安全、刑事、交通、警備等の各部門と連携を取りながら、実務指導全般の指導監督を行うものとする。

指導責任者は、警察本部長(以下「本部長」という。)の命を受け実務指導を行うものとし、実務指導の状況を報告するものとする。

なお、指導責任者は実務指導を実施する際、本部地域課員を補助させることが

できるものとする。

(2) 実務指導官

本部地域課地域実務指導室長は、実務指導官（以下「指導官」という。）として、署及び交番等を巡視し、地域警察刷新強化施策に関する諸活動の推進状況を調査して問題点、改善事項を把握するとともに、これに対する的確な指導・助言及びその履践状況を検証する。

(3) 実務指導補佐官の指定

指導責任者は、必要があると認めるときは、各部門の企画担当者（警部）を実務指導補佐官として指名し、これを帯同させて実務指導を行うものとする。

4 実務指導の実施計画

指導責任者は、毎年、次に掲げる事項を定めた実施計画を策定するものとする。

- 実務指導の種類
- 実務指導の対象部署
- 実務指導の時期
- その他必要事項

5 実務指導の実施要領

(1) 回数

ア 一般指導は、署、交番及び警備派出所を対象に、それぞれ原則として1年に1回以上、駐在所を対象として2年に1回以上実施するものとする。

イ 特別指導は、署及び交番等を対象に、必要に応じて随時実施するものとする。

ウ 招致指導は、必要に応じ、その都度、署地域課長等を対象に実施するものとする。

(2) 実施項目

ア 「警察改革要綱」に基づく地域警察刷新強化施策に関する諸活動の推進状況

イ 岩手県警察運営重点等に基づく地域部門が推進すべき事項

ウ その他特命事項

(3) 具体的な指導方法

ア 一般指導に当たっては、署及び交番等において、勤務員から地域警察活動の推進状況を聴取するとともに、必要により活動日誌、活動計画表、勤務基準、活動状況記録表、巡回連絡進度表等を調査し、現状、問題点及び改善点を把握するものとする。

イ 特別指導に当たっては、署地域課長等及び関係者（以下「関係者」という。）から関係資料の提示を求め、現状について聴取するとともに、現地調査を行うなどして実態を把握するものとする。

ウ 招致指導に当たっては、署地域課長等から地域警察活動の進捗状況、推進上の問題点及び対策を聴取するとともに、必要な指導、助言を行うものとする。

6 実務指導実施上の配意事項

(1) 指導責任者は、指導官等を指揮し、署及び交番等における実務指導を積極的に

実施させるとともに、地域警察活動を効果的に推進するための適切な指導、助言を行うこと。

- (2) 指導責任者は、指導官等が実務指導を通じて把握した事項について、その内容に応じて警察署長と協議し、事後の指導に反映させるように努めること。
- (3) 指導官は、署及び交番等を巡視する際、警察署長、副署長又は次長、署地域課長等から説明を受けて、地域警察活動の実態把握に努めるとともに、地域警察運営上の要望、意見の聴取、掌握に配慮すること。
- (4) 実務指導に当たっては、あらかじめ当面の課題や問題点等を的確に掌握し、効果的な指導項目を選定して実施するとともに、日常業務の負担の軽減に配慮すること。

7 実務指導結果の通知

指導責任者は、実務指導を実施した場合は、実務指導実施結果・改善措置状況報告書（様式）により、指導結果を警察署長に通知するものとする。

8 実務指導結果に基づく措置

警察署長は、改善を要すると認められる事項がある場合、速やかに適切な措置を講じるとともに、実務指導実施結果・改善措置状況報告書（様式）により改善措置状況を、本部地域課長を経て本部長に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成14年3月25日から施行する。